

同志社女子大学発明委員会規程

2004年 11月 27日 制定

2008年 2月 23日 改正

2016年 2月 18日 改正

(目的)

第1条 同志社女子大学発明規程第6条第4項の規定に基づき、発明委員会の構成及び権限について規定する。

(発明委員会)

第2条 本学に申請された発明等に関する審査を行うため、学術情報部のもとに、発明委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学術情報部長
 - (2) 学術情報主任
 - (3) 学術情報部長から委嘱された者。ただし、任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 4 委員長は、必要と認めるときは、弁理士を委員に委嘱することができる。
 - 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、届け出のあった発明等について次の事項を審議し、決定する。なお、委員長は各事項についての審議結果を学長に報告しなければならない。

- (1) 発明等をなした者の特定に関する事項
- (2) 知的財産権の承継に関する事項
- (3) 知的財産権の持分に関する事項
- (4) その他必要な事項

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

(事務局)

第6条 この規程に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。

附 則 この規程は、2016年4月1日 から施行する。